

横浜市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付等に関する規則 新旧対照表

第4号様式（第2条第2項第2号） ※表面省略

（裏）

記入上の注意

- 1 資産の種類ごとにその有無について該当するものを○で囲んでください。
- 2 「有」を○で囲んだ資産で、同じ種類のものを複数（2つ以上）保有している場合は、その全てについて記入してください。
- 3 書ききれない場合は余白に記入するか、又は別紙に記入の上、添付してください。
- 4 事実と相違する申請をして不正に支援給付等を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- 5 申告した後に資産状況に変動があったときは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第61条の規定により、速やかに、届け出てください。

~~（参考）~~

生活保護法

~~第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。~~

~~第85条 不実の申請その他の不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。~~

~~（第2項の規定は省略します。）~~

（備考）

様式の下欄には、参照条文を記載することができる。

第6号様式（第2条第2項第4号） ※表面省略

（裏）

記入に当たってのお願い

- 1 前3箇月分の期間中に支給した全ての給与、手当、賞与（寸志、一時金、餅代等を含む。）及びそれぞれの控除額について内訳を明らかにしてください。
現物での支給がある場合は、その他の給与・手当欄に品目（定期券・食事券等）及びその数量を記入してください。
- 2 パートタイマー等で時給制の場合は、各月の出勤実日数欄の（ ）内に総時間数を記入してください。日給又は時給の場合は、1日又は1時間当たりの単価を日給（時給）単価欄に記入してください。
- 3 その他の給与・手当欄には〇〇給・〇〇手当として、漏れなく記入してください。
- 4 その他の控除欄には親睦会費、共済費、積立金、前借金等を記入してください。
- 5 摘要欄については、○印のある項目について記入してください。社会保険の加入については、加入の有無について該当するものを○で囲み、±「有」を○で囲んだ場合は、記号番号及び資格取得年月日を記入してください。

（注意） この証明書は、要支援者から横浜市長宛てに収入申告をする場合に添付するものですが、故意に虚偽の証明をした場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

（参考）

生活保護法 第85条第1項

—不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。—

（備考）

様式の下欄には、参照条文を記載することができる。

第3号様式 ※表面省略

(裏)

注意事項

- 1 この証によって、入院時の食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
- 2 保険医療機関等に入院するときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 3 次の場合は、遅滞なく、この証を区役所に返してください。
 - (1) 被保険者の資格を失ったとき。
 - (2) 減額認定の条件に該当しなくなったとき。
 - (3) この証の有効期限に至ったとき。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 4 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて区役所に届け出てください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

→ 拘禁刑

神奈川県国民健康保険限度額適用認定証の注意事項

- 1 この証によって療養を受けようとする際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。
- 2 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 3 次の場合は、速やかに、この証を区役所に返してください。
 - (1) 被保険者の資格を失ったとき。
 - (2) 限度額適用認定の条件に該当しなくなったとき。
 - (3) この証の有効期限に至ったとき。
- 4 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて区役所に届け出てください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。



拘禁刑

マイナ保険証(※)を利用することにより、事前の手続を行うことなく、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

神奈川県国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の注意事項

- 1 この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。
 - (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
- 2 保険医療機関等において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 3 次の場合は、速やかに、この証を区役所に返してください。
 - (1) 被保険者の資格を失ったとき。
 - (2) 限度額適用・減額認定の条件に該当しなくなったとき。
 - (3) この証の有効期限に至ったとき。
- 4 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて区役所に届けてください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として~~懲役~~^{→ 拘禁刑}の処分を受けます。

マイナ保険証(※)を利用することにより、事前の手続を行うことなく、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。